

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

		(%)								
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	10.5	12.5	14.0	13.9	13.6	13.7	13.8	13.7	13.7
アメリカ ²⁾	USA	5.1	—	4.2	—	—	—	—	—	—
カナダ ³⁾	CAN	—	12.5	13.2	13.0	12.3	12.5	13.4	13.7	13.6
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	6.8	5.8	5.9	5.4	5.7	6.1	6.2	6.3
ドイツ ⁴⁾	DEU	10.4	12.7	14.2	14.6	14.7	14.5	14.7	14.7	13.9
フランス ⁴⁾	FRA	12.3	15.5	13.9	15.1	14.9	14.3	15.0	15.2	15.2
イタリア ⁴⁾	ITA	7.2	10.1	12.3	13.2	13.3	12.5	12.8	13.4	13.8
オランダ ⁴⁾	NLD	10.9	14.0	15.5	18.1	18.2	18.3	18.5	18.4	19.5
ベルギー ⁴⁾	BEL	5.3	9.0	8.9	8.7	8.3	8.2	8.1	9.0	8.1
ルクセンブルク ⁴⁾	LUX	—	3.4	5.3	6.8	6.2	7.2	7.1	7.1	7.7
デンマーク ⁴⁾	DNK	12.1	10.2	9.8	9.1	8.5	8.7	8.4	8.8	8.5
スウェーデン ⁴⁾	SWE	—	15.2	15.8	17.5	16.1	15.3	—	—	—
フィンランド ⁵⁾	FIN	—	16.5	16.6	16.0	15.1	14.6	15.6	15.7	15.7
ノルウェー ⁶⁾	NOR	—	9.3	9.5	9.5	9.0	8.1	8.3	7.9	8.4
韓国 ⁷⁾	KOR	—	—	27.4	24.7	23.7	26.1	23.0	23.8	—
オーストラリア ⁸⁾	AUS	—	—	—	6.3	5.9	5.6	5.7	6.0	5.9
EU-21		11.8	13.4	14.3	15.0	14.6	14.0	14.3	14.4	14.1

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job” 2013年10月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。
- 2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 主たる仕事に次の条件の労働者を対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) Monthly Economically Active Population Survey: 契約が1年未満の次の条件を満たす労働者を対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 8) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2004年の数値。